

第 29 回コンプライアンス委員会 議事次第

平成 29 年 3 月 23 日（木） 17:00～
特別会議室

1. 開会

2. 議題

- (1) 平成 28 年度コンプライアンス推進計画の取組状況について
- (2) 平成 29 年度コンプライアンス推進計画（案）について
- (3) その他

3. 閉会

「平成28年度コンプライアンス推進計画」の取組状況について

※枠内は「平成28年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画」

○ 各室部におけるコンプライアンス推進の取組み

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組み

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図ることとする。

管理職は、定例的に開催する役員部課長会等各種会議後の業務打合せ等様々な場面において職員に対するコンプライアンスの啓発の取組みを行うとともに、適正な業務執行確保の観点から、マニュアルの整備等を行っている。

○ コンプライアンス推進計画の項目に基づく研修の実施

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや個人情報保護に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

コンプライアンス研修については、管理職員等を対象にサービス管理、部下の育成等を内容とする研修、問い合わせの第一義的な窓口となる職員を対象にコミュニケーション能力の維持・向上を図る観点から、電話応対についての研修を実施した。

・ 7月8日

「電話応対」 外部講師による講演

・ 7月26日

「ストレスチェック制度とメンタルヘルス対策」 外部講師による講演

「コミュニケーション能力の向上」 外部講師による講演

・ 8月30日

「障害を理由とする差別の解消の推進」 外部講師による講演

また、基金主査クラス以下職員等を対象に、業務の適正な執行等の徹底を図ることを目的とした「業務分析研修（9月8日、12日）」を実施した。

さらに、基金主査クラス以上職員を対象に、法令遵守及び業務の適正な執行等の徹底を図ることを目的とした「法令遵守等特別研修（2月3日）」を実施した。

加えて、基金補佐クラス以上職員を対象に、「管理職員等研修（内部統制に係る諸規定等）」についての研修を、3月30日に実施予定。

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブック等に基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

新任採用職員を対象としたコンプライアンス研修については、次のとおり実施した。

- ・ 4月の採用者（対象者14名） 4月6日
- ・ 7月、10月及び11月採用者（対象者8名） 11月7日

4 情報セキュリティ対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上を図る観点から、研修を実施するとともに、必要に応じ関係規程の見直しを行うほか、サイバー攻撃等への対策について更なる充実を図ることとする。

- ・ 新任採用職員を対象とした情報セキュリティの研修については、次のとおり実施した。
 - 4月の採用者（対象者14名） 4月7日
 - 7月、10月及び11月採用者（対象者8名） 11月11日また、標的型メール訓練を、平成28年12月5日及び平成29年1月10日に行い、その実施結果の報告並びに今後に向けた対応を含めた情報セキュリティ研修を、平成29年2月20日及び2月22日に実施した。
- ・ 情報セキュリティ関連規程等について、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠させるための見直し作業を平成28年6月より行った。
- ・ CSIRT（Computer Security Incident Response Team）構築・運用のための、ガイドライン及び実施手順の作成作業を平成28年6月より行った。

○ 内部監査の充実

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。

平成28年度内部監査計画では、内部統制の充実・強化の観点から基金の業務を監査するとされ、平成27年度に引き続き、リスクの評価及びその発生状況を踏まえて対象業務の選択を行うこととなっており、平成29年2月15日～2月22日の間で実施した内部監査において、内部統制に関する基本方針等に定める諸規程の職員の認識状況を調書により確認が行われた。その結果を踏まえて、基金補佐クラス以上職員を対象に、「管理職員等研修（内部統制に係る諸規程等）」についての研修を3月30日に実施予定。

○ 危機管理の徹底

6 危機管理の徹底

コンプライアンス事案が発生した場合には、役員の指示の下、速やかに事実関係を確認し、適切に対処するとともに、再発防止策を検討・実施する。

今年度において、コンプライアンス事案の発生はない。

○ 適切な情報提供等

7 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。

役職員に対して「各種研修資料」、「コンプライアンスハンドブック」、「出張時における役職員の倫理に係る留意事項について」などについて、フォーラムに掲載して関連情報の提供を行っている。

8 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。

平成28年度のコンプライアンス推進計画については、平成28年3月のコンプライアンス委員会を経てホームページに掲載済みである。また、コンプライアンスの推進計画の取組状況については、委員会開催の都度速やかにホームページに掲載し、情報公開を行っている。

平成 29 年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画(案)

平成 29 年 3 月 23 日

独立行政法人農業者年金基金（以下、「基金」という。）におけるコンプライアンスのより一層の推進を図るため、平成 29 年度については、以下の取組を行うものとする。

- 1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組
各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図ることとする。
- 2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施
コンプライアンスや個人情報保護等に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。
- 3 新任者コンプライアンス研修の実施
基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブック等に基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。
- 4 情報セキュリティ対策の充実
基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上を図る観点から、研修を実施するとともに、必要に応じ関係規程の見直しを行うほか、サイバー攻撃等への対策について充実を図ることとする。
- 5 内部監査の実施
内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。
- 6 危機管理の徹底
コンプライアンス事案が発生した場合には、役員の指示の下、速やかに事実関係を確認し、適切に対処するとともに、再発防止策を検討・実施する。
- 7 コンプライアンスに関する情報の提供
コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。
- 8 コンプライアンスに関する情報の公開
基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。